

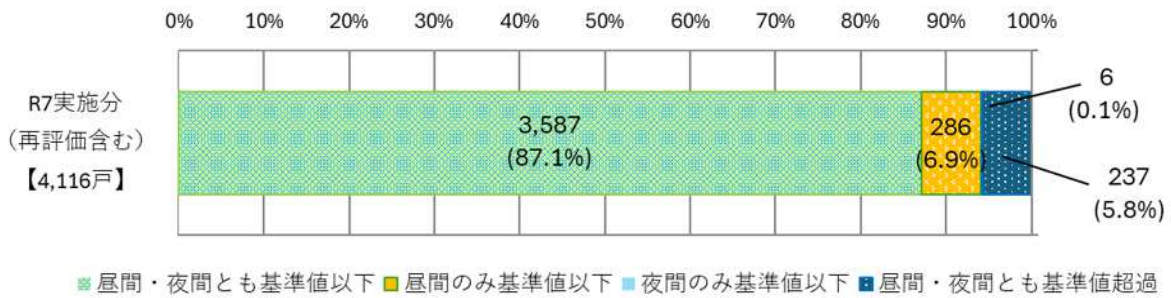
# 令和7年度の自動車騒音常時監視結果（佐賀県調査分）

県では、騒音規制法第18条の規定に基づき、町の区域の主要な道路<sup>(注1)</sup>沿線において、自動車騒音の常時監視を行っています。（市の区域に存在する道路については、各市で調査を行っています。）

令和7年度は、県内の幹線道路13路線の沿線（77区間：総延長79.3km。再評価<sup>(注2)</sup>を含む。）において、道路に面する地域（両側それぞれ50m以内）における自動車騒音に係る面的評価<sup>(注3)</sup>を行い、その結果は以下のとおりでした。

## 1 常時監視の結果

県が実施した調査対象区間（再評価を含む）の住居等の総戸数4,116戸のうち3,587戸が昼間・夜間ともに環境基準を達成しました（達成率87.1%）。



## 2 区間ごとの結果

令和7年度 自動車騒音常時監視結果（区間別）

(1)路線名	評価区間		評価区 間延長 (km)	騒音測 定年度	地域 類型	評価対 象住居 等戸数	昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
	始点の住所	終点の住所					戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1 一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町吉田	0.3	2024	③	43	42	97.7	1	2.3	0	0.0	0	0.0
2 一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町田手	2.5	2024	③	163	153	93.9	10	6.1	0	0.0	0	0.0
3 一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町田手	神埼郡吉野ヶ里町田手	0.6	2024	③	33	28	84.8	5	15.2	0	0.0	0	0.0
4 一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町田手	神埼郡吉野ヶ里町田手	0.2	2024	③	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町三津	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.9	2023	③	103	81	78.6	16	15.5	0	0.0	6	5.8
6 佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町石動	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.0	2023	③	48	31	64.6	0	0.0	0	0.0	17	35.4
7 一般国道3号	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字長野	4.1	2025	②③	401	165	41.1	140	34.9	0	0.0	96	23.9
8 一般国道3号	三養基郡基山町大字長野	三養基郡基山町大字長野	0.1	2025	②③	25	14	56.0	8	32.0	0	0.0	3	12.0
9 久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字園部	0.2	2024	③	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10 久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字小倉	2.5	2024	③	29	21	72.4	0	0.0	0	0.0	8	27.6
11 久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.2	2024	③	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.3	2024	-	2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
13 久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.9	2024	①②③	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.7	2025	②	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15 小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.6	2025	②	122	122	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(1)路線名	評価区間		評価区 間延長 (km)	騒音測 定年度	地域 類型	評価対 象住居 等戸数	昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過		
	始点の住所	終点の住所					戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
															戸数
16	一般国道34号	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字坊所	1.8	2024	③	99	98	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0
17	北茂安三田川線	三養基郡上峰町大字坊所	三養基郡上峰町大字坊所	1.5	2025	②	122	122	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
18	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字堤	0.5	2023	③	8	5	62.5	0	0.0	0	0.0	3	37.5
19	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字堤	1.1	2023	③	38	25	65.8	13	34.2	0	0.0	0	0.0
20	一般国道34号	三養基郡みやき町大字箕原	三養基郡みやき町大字箕原	0.7	2024	③	37	34	91.9	3	8.1	0	0.0	0	0.0
21	一般国道34号	三養基郡みやき町大字箕原	三養基郡みやき町大字箕原	0.5	2024	③	25	24	96.0	1	4.0	0	0.0	0	0.0
22	一般国道34号	三養基郡みやき町大字箕原	三養基郡上峰町大字堤	1.2	2024	③	73	70	95.9	3	4.1	0	0.0	0	0.0
23	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字寄人	1.5	2023	③	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
24	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字市武	0.3	2023	③	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字市武	0.6	2023	③	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
26	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字西島	0.8	2023	③	98	98	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
27	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.9	2023	③	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
28	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.3	2023	③	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
29	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.7	2023	③	24	23	95.8	1	4.2	0	0.0	0	0.0
30	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字江口	4.4	2023	③	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
31	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字江口	0.1	2025	②	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
32	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字白壁	1.8	2025	②	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
33	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.6	2025	②	37	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
34	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字東尾	0.7	2025	②	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
35	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.4	2025	②	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
36	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.3	2025	②	28	28	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
37	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字中津隈	0.6	2025	②	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
38	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	0.4	2025	②	31	31	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
39	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡上峰町大字坊所	1.6	2025	②	81	81	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字原古賀	三養基郡みやき町大字箕原	2.0	2023	③	77	70	90.9	3	3.9	0	0.0	4	5.2
41	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字箕原	三養基郡みやき町大字箕原	0.9	2023	③	22	20	90.9	0	0.0	0	0.0	2	9.1
42	中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.8	2013	③	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
43	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	2016	③	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
44	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	2016	③	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
45	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町二ノ瀬	0.8	2021	③	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
46	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町下山谷	0.6	2021	③	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
47	一般国道202号	西松浦郡有田町下山谷	西松浦郡有田町大木宿	0.9	2021	③	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(1)路線名	評価区間		評価区 間延長 (km)	騒音測 定年度	地域 類型	評価対 象住居 等戸数	昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過		
	始点の住所	終点の住所					戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
															戸数
48	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.1	2021	③	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
49	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.7	2021	③	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町立部	0.2	2021	③	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
51	一般国道202号	西松浦郡有田町立部	西松浦郡有田町蔵宿	0.9	2021	③	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
52	一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町蔵宿	0.2	2021	③	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
53	一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町仏ノ原	0.4	2021	③	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
54	一般国道202号	西松浦郡有田町仏ノ原	西松浦郡有田町下本	0.9	2021	③	61	56	91.8	0	0.0	0	0.0	5	8.2
55	一般国道202号	西松浦郡有田町下本	西松浦郡有田町原明	1.0	2021	③	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
56	川棚有田線	西松浦郡有田町脇水	西松浦郡有田町桑古場	2.8	2011	①②③	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
57	一般国道34号	杵島郡大町町大字大町	杵島郡大町町大字福母	3.2	2020	③	182	138	75.8	14	7.7	0	0.0	30	16.5
58	一般国道34号	杵島郡大町町大字福母	杵島郡大町町大字福母	1.0	2020	③	70	64	91.4	5	7.1	0	0.0	1	1.4
59	一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字惣領分	0.4	2020	③	23	18	78.3	3	13.0	0	0.0	2	8.7
60	一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字山口	2.1	2020	③	194	134	69.1	40	20.6	0	0.0	20	10.3
61	一般国道34号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	2.0	2020	③	28	24	85.7	0	0.0	0	0.0	4	14.3
62	一般国道207号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	3.0	2022	③	112	81	72.3	12	10.7	0	0.0	19	17.0
63	一般国道207号	杵島郡江北町大字下小田	杵島郡白石町大字東郷	0.5	2022	③	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
64	一般国道207号	杵島郡白石町大字東郷	杵島郡白石町大字福田	1.0	2022	③	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
65	一般国道207号	杵島郡白石町大字福田	杵島郡白石町大字廿治	0.4	2022	③	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
66	一般国道207号	杵島郡白石町大字廿治	杵島郡白石町大字横手	1.3	2022	③	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
67	一般国道207号	杵島郡白石町大字横手	杵島郡白石町大字戸ケ里	1.6	2022	③	11	9	81.8	1	9.1	0	0.0	1	9.1
68	一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ケ里	杵島郡白石町大字戸ケ里	0.2	2022	③	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
69	一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ケ里	杵島郡白石町大字坂田	0.5	2022	③	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
70	一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.3	2022	③	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
71	一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.2	2022	③	9	8	88.9	0	0.0	0	0.0	1	11.1
72	一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字深浦	0.4	2022	③	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
73	一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	0.4	2022	③	6	5	83.3	0	0.0	0	0.0	1	16.7
74	一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	1.8	2022	③	36	24	66.7	0	0.0	6	16.7	6	16.7
75	一般国道444号	杵島郡白石町大字福富	杵島郡白石町大字福富下分	0.4	2018	③	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
76	一般国道444号	杵島郡白石町大字福富下分	杵島郡白石町大字福富下分	1.7	2018	③	116	116	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
77	一般国道207号	藤津郡太良町大字伊福甲	藤津郡太良町大字多良	3.3	2018	③	125	112	89.6	6	4.8	0	0.0	7	5.6
合計および全体(※)			79.3			4,116	3,587	87.1	286	6.9	6	0.1	237	5.8	

※①・非近接空間のうちA類型 ②・非近接空間のうちB・C類型 ③非近接空間のうち類型なし(ただし、評価はB類型として行っています)

※上表に示す全体の住居等戸数には、複数の評価区間に属する住居等(交差点付近の住居等)が重複して計上されているため、1の結果の全戸数とは異なります。

**\* 「昼間・夜間とも基準値以下」の住居等戸数が100%だった区間（47区間）**

- ・区間番号 4、9、11、13、14、15、17、23、24、25、26、27、28、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、55、56、63、64、65、66、68、69、70、72、75、76

**\* 「昼間・夜間とも基準値以下」の割合が低い上位3区間**

- ・区間番号 7（一般国道3号） 【41.1%】
- ・区間番号 12（久留米基山筑紫野線） 【50.0%】
- ・区間番号 8（一般国道3号） 【56.0%】

**\* 「昼間・夜間とも基準値超過」の割合が高い上位3区間**

- ・区間番号 12（久留米基山筑紫野線） 【50.0%】
- ・区間番号 18（佐賀川久保鳥栖線） 【37.5%】
- ・区間番号 6（佐賀川久保鳥栖線） 【35.4%】

(注1：主要な道路)

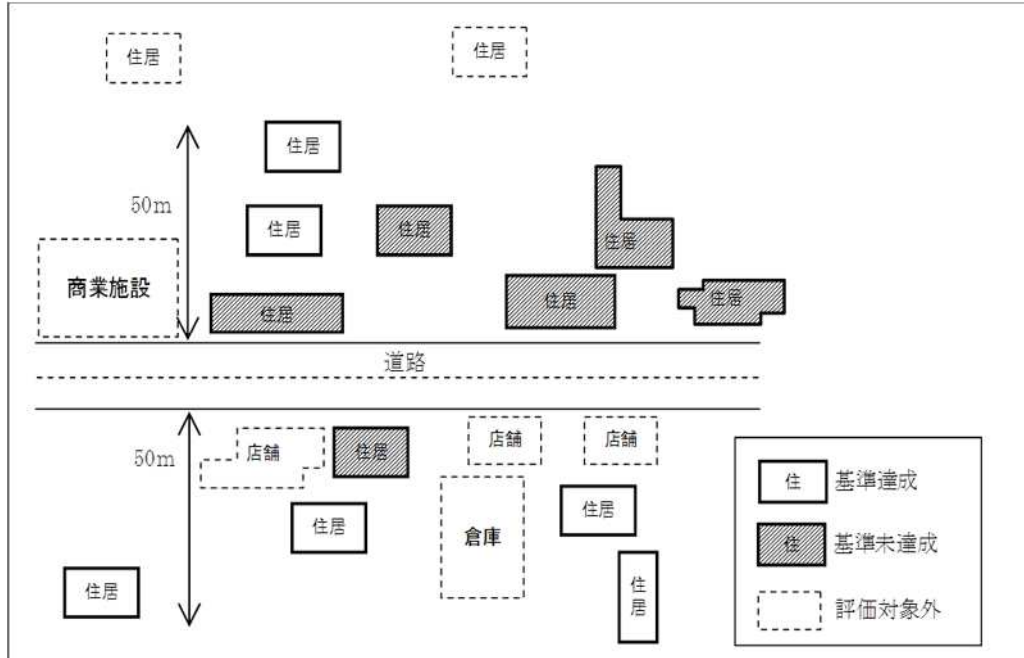
交通量が比較的多い路線の中から、計画的に調査対象道路を選定しています。

(注2：再評価)

交通情勢や騒音状況に大きな変化がない場合、過年度の評価区間について最低限の照査を行い、問題のないことが確認できれば、過年度の騒音発生強度を準用し当該年度の評価結果に組み入れることとしています。

(注3：面的評価)

「騒音に係る環境基準」に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価方法です。道路に面する地域の騒音について、道路から両側それぞれ50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価しています。(下図参照)



## 参考 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）は、平成10年環境庁告示第64号 環境基本法第16条第1項の規定に基づき「生活環境を保全し、人の健康を保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）」として定められています。

環境基準の地域としての達成状況の評価のうち、道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに、当該地域内の全ての住居等に対し、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとされています。

単位：dB（デシベル）

地域 類型	指定地域		基準		
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間） <sup>(注1)</sup>			70	65	
非近 接空 間 <sup>(注2)</sup>	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55	45
		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の道路に面する地域	60	55
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55	45
			2車線以上の道路に面する地域	65	60
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60	50
			車線を有する道路に面する地域	65	60

(注1 「幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間）」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道で、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

(注2 「非近接空間」とは、道路端から50m以内の範囲から上記1)又は2)以内の範囲を除いた空間となります。（詳しくは、下図参照）

### 3. 面的評価の方法について

面的評価  
= 個別の住居等の等価騒音レベルを評価

